

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

労働力人口の確保プロジェクト

2 地域再生計画の作成主体の名称

徳島市

3 地域再生計画の区域

徳島市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

徳島労働局が発表している月別の有効求人倍率が、2018年に入り、過去最高値を記録するなど、有効求人倍率は上昇傾向にある。このように、雇用情勢は改善している一方で、前述のとおり、労働力人口は減少傾向にあり、企業の中には、人手不足感が高まっている企業も出てきていると思われ、潜在的な労働力の就業を促進するとともに、労働生産性を高めていくことが課題となっている。

また、日本全体の労働力人口は増加しているにも関わらず（総務省「労働力調査」）、徳島市の労働力人口は、最近10年間で1万人近く減少している（総務省「国勢調査」）。国・地方自治体が一体となり地方創生の取組を進めているが、依然として、首都圏への一極集中に歯止めがかかっていないことが影響していると思われ、地方の人手不足（特に若者の労働力不足）は、今後も深刻な状態が続く見込みであることが課題となっている。

こうした中、徳島市では、これまでも地方創生推進交付金を活用して、女性や若者が活躍できる環境づくりに取り組み、一定の成果をあげられたが、その一方で、地域課題の解決に向けて前身事業に足りなかった視点や取組（事業を一過性のもので終わらせず効果を継続させるための取組や就職を控えた若年層が地元で就業・創業するためのアプローチ（人材の掘り起こし等）が不足していること、

各取組間での連携が一層、必要であること等) が、事業を進める中で明らかになってきた。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

徳島の経済は、県内総生産が平成25年以降、増加しているなど、一部の指標に明るい兆しが見られており、経済の回復・拡大が期待されている。(徳島県「県民経済計算」)

徳島市の産業は、木工業・藍染などの伝統産業や、独自の技術や商品を有する特色ある企業が存在していることが特徴的である。また、第一次産業は、関西圏で高いシェアを誇る農林水産物が多くあるほか、第三次産業では、高い付加価値を生み出し、多くの従業者数を抱える医療・福祉分野が盛んである。

こうした中、地方では、少子高齢化や大都市への人口流出が深刻な問題になっており、これらの産業を今後も支え続ける担い手を、継続的に確保することが急務となっている。

そのため、徳島市において、女性や若者をはじめ誰もが活躍できる土壌形成を図り、労働力人口を確保し続けることにより、好調な企業活動の後押しや地方の人手不足の解消に繋げ、持続可能な地域経済の実現を目指す。

【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2019年度増加分 1年目	2020年度増加分 2年目
事業を通じた徳島市内における新規就業者数(人)	21 (平成29年度)	14	14
事業を通じたセミナー・講座等の参加者数(人)	133 (平成29年度)	410	410
事業を通じたワークライフバランスの取組企業数(社)	8 (平成29年度)	8	8

2021年度増加分 3年目	KPI増加分 の累計
14	42
410	1,230
8	24

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

労働力人口の確保プロジェクト

③ 事業の内容

労働力不足が顕在化している中で、労働者の生産性向上や潜在的な労働力の就業促進が求められていることから、女性、若者、高齢者、障害者等のワークライフバランスの向上を図ることを支援するとともに、女性はその個性と能力を十分に発揮し、仕事をしていくために必要なスキルを身につけるための支援などを通じて女性が活躍できる環境づくりを推進し、さらに、徳島公共職業安定所と連携し、子育て中の女性等を対象とした就職面接会を開催し、就労へと繋げる。

また、高校と大学（徳島大学・京都大学など）の連携を活性化させ、高校生が地域創生や国際理解能力などを身につけるための取組を推進するとともに、そのための指導者の養成なども、併せて進めることで、若者の地元定着やキャリア形成を図る。

さらに、徳島市で夢を叶えたい女性や若者を支援するため、女性や若者などを対象とした創業支援を行うことで、潜在的な労働力の活用を図り、地域経済の活性化を促す。

上記の取組と併せて、「地域産業を支える人材育成・活用及び安定的な経済基盤づくり（以下の「5-3-2 支援措置によらない独自の取組」を参照）を実施する。様々な効果が期待できる取組を総合的に推進し、労働力人

口の確保や地方の人手・人材不足の解消を図ることにより、地域産業の振興など、多くの政策効果を生み出すことを目指していく。

なお、本事業においては、各取組が連携し徳島市で活躍する女性起業家による地元大学や地元高校での講座を開催したり、市立高校でのキャリア教育をこれまで以上に充実させるために地元事業所との連携を強化するなどにより、人材の掘り起こし・地元定着促進に取り組むとともに、創業後のフォローアップに積極的に取り組むことにより、継続的な需用・雇用の創出に繋げるなど、新たな取組を進めることで、前身事業を進める中で得られた課題等（前述の「4-1 地方創生の実現における構造的な課題」を参照）に対応し、より深化させた事業展開を図る。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

本事業の推進により、地域に根ざした人材の創出・育成や、企業の人手不足の解消・雇用の創出等が図られ、地域活力の向上や地域経済の成長に繋がることが期待できる。これにより、安定的な歳入の確保に努めるとともに、見直しや工夫による事業の効率化を図ることで、事業の自立化を目指す。（交付金事業期間終了後も、徳島市の行革努力による事業費の捻出等に努め、事業を継続できるよう努める。）

【官民協働】

徳島県は、総務省「社会生活基本調査（平成23年）」によると仕事からの平均帰宅時刻が全国1位であるなど、仕事と生活の調和がとれやすい環境にあることから、企業と協力して、ワークライフバランスを推進することで、地方の強みを活かして、一層、「暮らしやすい」、「子育てがしやすい」まちの実現を目指す。

徳島県の女性社長比率は全国トップレベルである中、徳島市と徳島商工会議所などの支援機関が連携して、双方の持つ資源を活用した創業支援を行うことにより、効果的に創業者の創出を図り、地方の人手不足解消や地方で活躍する人材の育成に繋げる。

【地域間連携】

創業への効率的な支援が可能になることや、圏域内での効果的な起業家の育成、圏域内の地域資源を活用した起業の促進など、広域で連携して取り組むことにより様々な効果が期待できることから、徳島市は地域間連携による取組を推進している。

【政策間連携】

労働力人口を確保し、地方の人手不足を解消するため、潜在的な労働力の活用や生産性向上に向けた取組を進め、働きやすい環境づくりに取り組む。また、若者のキャリア形成支援や地元定着に向けた支援を行い、移住・定住を促進するとともに、創業支援を推進することで、地域で活躍する人材の育成や地域経済の活性化を図る。

- ⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））
4-2の【数値目標】に同じ。

- ⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

外部有識者等で構成される評価機関「徳島市まちづくり総合ビジョン推進評価委員会」において、効果の検証等を行う。

【外部組織の参画者】

徳島大学、四国大学短期大学部、徳島文理大学、大学生、公益財団法人徳島経済研究所、株式会社ときわ、公認会計士（令和元年度の参画者）

【検証結果の公表の方法】

検証後、徳島市のホームページで公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】
総事業費 25,396千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2022年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

特になし

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 地域産業を支える人材育成・活用及び安定的な経済基盤づくり

ア 事業概要

中小企業等の見学会等を実施し、児童・生徒の勤労感・職業観醸成を促進するとともに、中小企業等を対象に、体系的な専門研修の実施、徳島商工会議所等と連携したサテライト・ゼミの開催、事業承継や人材育成事業に要する研修費用等の一部助成等を行い、企業の多様な人材確保・経営基盤の向上を図る。

仕事と育児の両立のための環境整備を進めるため、育児の援助を受けたい者と育児の援助を行いたい者からなる会員組織（ファミリーサポートセンター）を設立し、会員同士が子どものお世話を一時的、臨時的に応援し合うほか、病児・病後児預かりサポートを実施する。

また、徳島市では平成31年度から移住施策を本格化させようとしており、UIJターン人材の確保を図るため、中小企業が県外人材獲得のために行う活動の支援を行うとともに、移住支援金の支給（他の地方創生推進交付金事業）や、本市と包括連携協定を締結している民間事業者と連携した大

都市圏からの移住者が徳島市で就職する際の支援（移住促進イベントへの参加等）を検討していく。

イ 事業実施主体

徳島市

ウ 事業実施期間

2019年4月1日から2022年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2022年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥に掲げる【検証結果の公表の方法】に同じ。